

# 変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課（訪問居宅事業者係）のホームページからダウンロードできます。

## 1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

\*現に申請、届出している事項に変更が生じた場合は、10日以内に変更の届出が必要です。

\*なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

## 2 提出方法

\*原則として「電子申請・届出システム」による提出をお願いします。やむを得ない事情等で「電子申請・届出システム」での提出が困難な場合は、ご相談ください。

\*申請書類に不備等があった場合は、申請の際「電子申請・届出システム」に登録したメールアドレス宛にお知らせが届くので、申請（届出）情報が「受付済」になるまでは定期的にメールのチェックをお願いします。

電子申請・届出システム（厚生労働省）（外部サイト）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

\*電子申請・届出システムを利用するには、G Biz ID が必要です。ID を持っていない法人は、アカウントの申請手続きをお願いします。

G Biz ID を作成する（デジタル庁）（外部サイト）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

\*法人情報に変更があった場合の変更届には、申請者の登記事項証明書（原本）の提出が必要です。「電子申請・届出システム」では登記事項証明書（原本）の提出ができないため、登記情報提供サービス（法務省）をご利用いただくか、登記事項証明書（原本）のみを郵送等でご提出ください。

※登記情報提供サービスとは、登記所が保有する登記情報を、インターネットを使用してオンラインで確認できる有料サービスです。

登記情報提供サービス（法務省）（外部サイト）

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

\*電子申請・届出システムの操作方法につきましては、下記のリンクから操作マニュアルを参照してください。

電子申請・届出システム（ヘルプ）（外部サイト）

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action\\_shinsei\\_stat\\_ic\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_stat_ic_help=true)

## 3 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

岡山市事業者指導課 訪問居宅事業者係

電話：(086) 212-1012

## ○変更の届出（居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導）

- ◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。
- ◆電子申請の場合、「変更届出書」と「事業所の指定等にかかる記載事項（付表）」の内容はシステムに直接入力するため、添付は不要です。電子申請以外の方法で提出する場合のみ作成してください。

変更の届出が必要な事項	提出書類
<p>1. 事業所の名称 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p>	<p>①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ②事業所の指定等にかかる記載事項〔付表第一号（五）〕 ③変更後の運営規程</p>
<p>2. 事業所の所在地 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p> <p>【重要】 病院、診療所又は薬局の所在地変更は、保険医療機関等の廃止・新規の手続きが必要となります。</p>	<p><b>※事前協議が必要</b></p> <p>①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②事業所の指定等にかかる記載事項〔付表第一号（五）〕 ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、内部の様子） ※各2方向以上、A4用紙に貼付すること。 ⑥変更後の運営規程 ⑦病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は届出書等の写し ※病院又は診療所の場合に添付。 ⑧薬局の開設許可証又は届出書等の写し ※薬局の場合に添付。 ⑨指定訪問看護事業所及び介護予防訪問看護事業所指定通知書又は届出書等の写し ※訪問看護ステーションの場合に添付。</p>
<p>3. 申請者の名称及び 主たる事務所の所在地 【重要】運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、廃止・新規の手続きが必要となります。</p>	<p>①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。</p>
<p>4. 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p>	<p>①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ②申請者の登記事項証明書等 ③誓約書（居宅サービス・介護予防サービス） ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。</p>
<p>5. 申請者の定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る)</p>	<p>①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。</p>

○変更の届出（居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導）つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
6. 事業所の種別 （病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの別）	①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ②事業所の指定等にかかる記載事項〔付表第一号（五）〕 ③病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は届出書等の写し ※病院又は診療所の場合に添付。
7. 提供する(介護予防)居宅療養管理指導の種類	①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ②事業所の指定等にかかる記載事項〔付表第一号（五）〕 ③変更後の運営規程
8. 事業所の平面図 （レイアウト、専用区画）	①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ②事業所の平面図 ③事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、内部の様子） ※各2方向以上、A4用紙に貼付すること。
9. 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ②事業所の指定等にかかる記載事項〔付表第一号（五）〕 ③誓約書（居宅サービス・介護予防サービス） ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合は③は不要。
10. 運営規程	①変更届出書〔別紙様式第一号（五）〕 ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載したもの）を添付すること。 ②事業所の指定等にかかる記載事項〔付表第一号（五）〕 ※記載事項に変更がある場合のみ添付。 ③変更後の運営規程